



福岡医発第 57 号 (地)
令和 3 年 4 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について

労災保険二次健診については、「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則（平成 13 年 3 月 30 付基発第 234 号）」及び「「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」（令和 2 年 12 月 25 日最終改正）により取り扱われているところです。

今般、「「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について」について厚生労働省労働基準局長及び補償課長より関連通知が発出された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

改正の概要といたしましては、「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の別添「特定保健指導の実施基準」の別紙 4「二次健康診断等の受診結果」について、微量アルブミン尿検査は「定量」で実施することとし、また、「微量アルブミン尿検査」欄の単位については、異なる単位で記載された検査結果を基に判断されることがあることから、(mg/l) と表記されていた単位表記を削除し、括弧内に診断した値の単位を記載するよう改正されております。

本取扱いにつきましては、4 月 1 日より適用されるものでありますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について
(令 3. 3. 19 基発 0319 第 9 号 厚生労働省労働基準局長)
- ・二次健康診断等給付に係る運用上の留意事項について
(令 3. 3. 19 基補発 0319 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

小郡三井医師会より

労災担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

令和 3 年 3 月 3 0 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について

労災保険二次健診については、「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則（平成 13 年 3 月 30 付 基発第 234 号）」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」（令和 2 年 12 月 25 日最終改正）により取り扱っているところであります。

今般、「「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について」について厚生労働省労働基準局長及び補償課長より関連通知が発出されましたので併せてご連絡申し上げます。

改正の概要といたしまして「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の別添「特定保健指導の実施基準」の別紙 4「二次健康診断等の受診結果」について、微量アルブミン尿検査は「定量」で実施することとし、「微量アルブミン尿検査」欄の単位を（mg/l）と表記していましたが、異なる単位で記載された検査結果を基に判断されることがあることから、単位表記を削除し、括弧内に診断した値の単位を記載するよう改正しています。

本取扱いにつきましては、4 月 1 日以降より適用されるものでありますので、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりたくよろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について
(令 3.3.19 基発 0319 第 9 号 厚生労働省労働基準局長)
- ・二次健康診断等給付に係る運用上の留意事項について
(令 3.3.19 基補発 0319 第 1 号 厚生労働省労働基準局補償課長)

基 発 0319 第 9 号
令和 3 年 3 月 19 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について

労災保険二次健診等給付医療機関の担当内容については、平成 13 年 3 月 30 日付け基発第 234 号「「労災保険二次健診等給付医療機関の指定及び指定取消事務取扱準則」及び「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の制定について」（令和 2 年 12 月 25 日最終改正）により取り扱ってきたところである。

担当規程の一部を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の内容

別添「特定保健指導の実施基準」の別紙 4「二次健康診断等の受診結果」について、別添のとおり改正する。

2 施行期日について

本改正は、二次健康診断受診年月日が令和 3 年 4 月 1 日以降の分から適用する。

二次健康診断等の受診結果

受診者のシメイ(カナ)

3大正
5昭和
7平成
9令和

受診者の生年月日
元号 年 月 日

7平成
9令和

二次健康診断受診年月日
元号 年 月 日

事業 の 名 称					
事業 の 所 在 地		都 道 府 県		郡 区 市	
二 次 健 康 診 断 結 果	空腹時血中脂質検査 ☐ 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。		LDLコレステロール (mg/dl)		
			HDLコレステロール (mg/dl)		
			中 性 脂 肪 (m g / d l)		
	空腹時血糖値検査 ☐ 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。		血 糖 値 (m g / d l)		
	ヘモグロビンA1c検査 ☐ 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。		ヘモグロビンA1c検査 (%)		
	負荷心電図検査又は胸部超音波検査 (心エコー検査) ☐ 左欄が「1」のときは負荷心電図検査を、「3」のときは胸部超音波検査 (心エコー検査)を行っております。		医師の所見		
	頸部超音波検査 (頸部エコー検査) ☐ 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。		医師の所見		
微量アルブミン尿検査 ☐ 左欄が「1」の場合、当該検査を行っております。		微量アルブミン尿検査 単位を括弧内に記載してください。		()	
特定保健指導 ☐ 左欄が「1」の場合、特定保健指導を行っております。		医師の所見(面接指導の内容)			
〔二次健康診断等の結果における医師の所見 (就業上の措置又は配慮すべき事項)〕					
				氏 名	

基 補 発 0319 第 1 号
令 和 3 年 3 月 19 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

二次健康診断等給付に係る運用上の留意事項について

労災保険二次健康診断等給付担当規程の一部改定については、令和3年3月19日付け基発 0319 第9号「「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について」により通知されたところであるが、運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 様式について

「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の別添「特定保健指導の実施基準」の別紙4「二次健康診断等の受診結果」について、微量アルブミン尿検査は「定量」により実施することとし、「微量アルブミン尿検査」欄の単位を(mg/l)と表記していたが、異なる単位で記載された検査結果を基に診断されることがあることから、「微量アルブミン尿検査」欄の改正を行ったものである。

診断した値の単位については、健診給付医療機関において、「微量アルブミン尿検査」欄の括弧内に記載させること。

なお、「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の別添「特定保健指導の実施基準」の別紙4「二次健康診断等の受診結果」については、当面の間、現行の様式を改正後の様式とみなして使用しても差し支えないが、診断した値の単位を記載させること。

2 周知について

管内の健診給付医療機関に送付するなど、改定内容の周知を行うこと。